

鎌倉市農業委員会 令和3年度 第7回総会 議事録	
日時	令和3年(2021年)10月25日(月) 15時30分開会
場所	鎌倉商工会議所 3階 301会議室
委員名	1番 小川和己、2番 浜野清一、3番 石澤一英、 4番 市川幸子、5番 小泉紀久夫、6番 柏木博明、 7番 和田雅裕、8番 落合るみこ、9番 岡崎和彦、 10番 飯田正実、11番 平井保男、12番 郷原均、 13番 三橋義昭、以上13名
事務局出席者	鈴木事務局長・飯田担当係長・小田主事・名塚職員・酒井職員
欠席委員	3番石澤委員、10番飯田委員
議長(平井会長)	定刻になりましたので、只今から総会を開会いたします。 欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	議長。3番石澤委員、10番飯田委員から所用のため、欠席する旨の届出がありましたので報告します。
議長(平井会長)	次に、本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員については、12番郷原委員、13番三橋委員にお願いします。 次回の現況証明委員については、3番石澤委員、4番市川委員にお願いします。
議長(平井会長)	それでは、日程第1、報告第21号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、3件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田係長)	議長。日程第1、報告第21号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、着席してご報告します。 本報告は、相続等により、農地の権利を取得した者が行う届出について、9月13日から10月8日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の1ページから4ページまでをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 1ページの番号1と2ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等は報告書に記載のとおりです。 本件は、昭和42年4月29日に時効取得により届出者が所有権を取得し、令和3年10月7日に専決処分いたしました。 続きまして、1ページの番号2と3ページの整理番号2の案内図をご覧ください。 本件は、平成11年2月18日に相続により届出者が所有権を取得

	し、令和3年10月6日に専決処分いたしました。 続きまして、1ページの番号3と4ページの整理番号3の案内図をご覧ください。 本件は、令和3年6月10日に相続により届出者が所有権を取得し、令和3年10月6日に専決処分いたしました。 以上3件、賃貸借関係はありません。以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
2番(浜野委員)	議長。2番。整理番号1の時効取得とはどういうものですか。
事務局(飯田係長)	議長。この対象地は届出者の自宅敷地に隣接する農地なのですが、ご本人が令和2年に、時効取得による所有権移転の登記申請をなされた際に、法務局の登記官から、農地法上所有権移転に疑義がないかについて、農業委員会宛の照会通知を受けて、農業委員会は実情について調査を行いました。本件は、届出者が昭和42年4月29日付での時効取得を主張し、既に20年以上耕作し、農地として管理していることから、農地性があることを認めています。 今般、届出者から対象地の所有権移転に係る届出が提出されたため、受理したものです。
2番(浜野委員)	議長。2番。わかりました。
議長(平井会長)	他に、何か、ご意見、ご質問はございませんか。
12番(郷原委員)	議長。12番。 ここで問題なのが、前所有者が相続等により、所有していることを認識していたら、時効取得は成り立たないと思うのですが。
事務局(名塚職員)	議長。詳細は把握しておりませんが、登記所から来た最終的な登記完了通知の書類によると、共有持ち分の全部移転を行うという形のなかで、昭和42年に時効取得がなされたということが、登記原因として謳われています。
議長(平井会長)	他に、何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第2、報告第22号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、4件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田係長)	議長。日程第2、報告第22号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、ご報告します。 本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第4条の届出について、9月13日から10月8日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の5から7ページをご覧ください。

	それでは、報告に移ります。 5 ページ及び6 ページの番号1 ～ 4 と、7 ページの案内図の①～④とかれた箇所をご覧ください。 対象地の地番、面積等は報告書に記載のとおりです。 番号1 については、専用住宅へ、番号2 については、庭敷地へ、番号3 については、駐車場へ、番号4 については、道路へ、それぞれ令和3 年10 月14 日に転用のため、令和3 年10 月7 日に専決処分いたしました。以上4 件、賃貸借関係はありません。 なお、以上4 件は、同日に同一人からの届出ですが、転用目的がそれぞれ異なることから、別々に届け出が行われたものです。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第3、報告第23号、農地法第5 条第1 項第7 号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、2 件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田係長)	議長。日程第3、農地法第5 条第1 項第7 号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、ご報告します。 本報告は、土地の売買や、賃借を伴う農地転用の際に行う農地法第5 条の届出について、9 月13 日から10 月8 日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料8 から10 ページまでをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 8 ページの番号1 と、9 ページの整理番号1 の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和3 年10 月14 日に専用住宅へ転用のため、令和3 年9 月28 日に専決処分いたしました。 続きまして、8 ページの番号2 と、10 ページの整理番号2 の案内図をご覧ください。 本件は、令和3 年10 月19 日に庭敷地へ転用のため、令和3 年10 月12 日に専決処分いたしました。 以上2 件、賃貸借関係はありません。以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第4、報告第24号、令和2 年度鎌倉市農業委員会の活

	動状況について、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田係長)	議長。日程第4、報告第24号、令和2年度鎌倉市農業委員会の活動状況について、報告させていただきます。 資料につきましては、送付資料の参考資料・別冊をご覧ください。 例年この時期に、前年度の活動状況について取りまとめを行い、皆様に報告しております。令和2年度の活動状況を冊子にまとめましたので、その内容を簡単に報告させていただきます。 目次に記載のとおり、「1、鎌倉市の農業の現状」「2、鎌倉市の農業の特色」「3、鎌倉市の農業の主な課題」について、1～2ページに記載し、「4、農業委員会の活動」では、農業委員会の設置、目的、構成等、所掌事務、年間活動について、3～10ページ(報告書のページ数)に記載しました。 年間活動では、総会での審議項目、件数を記載し、議案は75件、報告件数は71件でした。 また、総会以外の活動等として、農地法違反の是正に向けた現地指導や、定期的な農地パトロール、委員研修などの状況や遊休農地解消対策協議会の活動状況を記載しました。 詳細については、お手元の資料をご確認ください。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第5、その他、諸般の報告について、5件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田係長)	議長。諸般の報告1、農地パトロールについて、ご報告いたします。 農地パトロール実施計画に基づき、農業振興地域内における農地法違反地の現在の状況を確認するため、次回の農地パトロールを11月に、農業委員3名、農業委員会事務局職員2名、市の開発審査課職員2名、同じく都市調整課職員1名、横須賀三浦地域県政総合センター職員1名の合計9名で実施予定です。 対象の委員は、12番郷原委員、1番小川委員、2番浜野委員にお願いします。 日時、集合場所等につきましては、後日調整させていただき、ご案内いたしますので、よろしくお願いします。 諸般の報告2、遊休農地解消対策実践活動について、ご報告いたします。 10月14日(木)に、今年度6回目の実践活動を行いました。作業

	にご協力いただいた皆様、ありがとうございます。 11月の実践活動の予定は、11月10日（水）に、第7回目の実践活動を行う予定です。Cグループの皆様、飯田副会長、石澤委員、市川委員、落合委員は、ご協力の程、よろしくお願いいたします。また、三橋委員と交代で和田委員のご出席もお願いいたします。 当日は、手広の圃場に午後1時30分現地集合で、午後3時30分までの2時間の作業としたいと思います。 当日が雨天の場合は、17日（水）に延期とします。 なお、当日都合がつかない方は、他のグループの委員と調整の上、必ず代わりの方を立てていただくよう、お願いいたします。 諸般の報告3、秋の収穫まつり、農産物品評会の中止について、諸般の報告4、優良農業者・漁業者表彰の実施について、併せてご報告いたします。 例年11月下旬に秋の収穫まつり、農産物品評会が開催されておりましたが、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、中止となりました。 これらのイベントは中止となりましたが、市が主催する、優良農業者・漁業者表彰につきましては、開催することとなりました。 表彰は、例年同時期に開催されております技能者表彰と合同で、令和3年11月23日（火）に市役所議場で開催いたします。 例年、表彰に際しましては農業委員の皆様のご列席を賜っておりましたが、感染症対策として出席者の人数を減らす必要があるため、代表して平井会長に出席をお願いしております。よろしくお願いいたします。 諸般の報告5、令和3年度市政功労者の表彰について、ご報告いたします。 市政の振興等に功労のあった方を表彰する令和3年度の市政功労者表彰について、表彰の対象となる農業委員の在職年数12年を超え、農業委員の活動を通じて市政の振興に功労のあった3名が表彰されることとなりました。 表彰を受けるのは、7番和田副会長、9番岡崎委員、元農業委員会会長の若林安雄氏です。 表彰式は、令和3年11月3日（水）に執り行われる予定です。 最後に、11月総会の日程についてです。 次回は、11月26日（金）15時30分から、市役所本庁舎4階402会議室で開催します。諸般の報告は、以上です。
議長（平井会長）	何か、ご意見、ご質問は ございませんか。
	（「なし」の声）
議長（平井会長）	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして、令和3年度第7回総会を閉会いたします。ありがとうございました。

会 長	三井 隆男
	三井 隆男
議事録署名委員 12 番	三井 隆男
議事録署名委員 13 番	三井 隆男